

平成28年度 岐阜県豆類経営改善共励会実施要領

1 趣 旨

平成28年3月に「ぎふ農業・農村基本計画（平成28～32年度）」が策定され、未来につながる農業・農村づくり（TPP協定に対応した強い農業づくり）を基本理念に、多様な担い手づくり、売れるブランドづくり、住みよい農村づくりを3つの基本方針に各種施策が展開されている。

水田農業については将来設計図として、主食用米のほか需要が期待できる麦・大豆や非主食用米などの作付け目標や導入する技術など、水田活用の取組方針を記載した「水田フル活用ビジョン」が作成されつつある。この中で大豆については、国産大豆の需要の高まりや水田の有効活用の観点から、作付面積は増加傾向にある中で、難防除雑草の発生が県下全域で確認されており、生育量の低下や汚粒による品質低下を回避し、収量・品質の高位安定化を図ることとしている。

このため、農業者の生産意欲の高揚、技術水準の向上を促進し、生産性・商品性の高い大豆生産の定着化を図り、生産技術および経営改善など、先進的で他の模範となる大豆生産農家及び大豆生産集団を表彰すると共に、その成果を広く紹介し、大豆作農家及び集団の育成を図ることを目的として豆類経営改善共励会を実施する。

2 名 称

この共励会の名称は「岐阜県豆類経営改善共励会」（以下「共励会」という。）と称する。

3 主 催

岐阜県、岐阜県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会岐阜県本部、
一般社団法人岐阜県米麦改良協会

4 共励会長

共励会に会長を置き、会長は、一般社団法人岐阜県米麦改良協会会長がこれにあたる。

5 参加資格

全国豆類経営改善共励会実施要領に準じ、次の要件を満たす経営体又は集団であること。
また、過去3ヵ年以内に県最優秀賞を受賞していないこと。

(1) 大豆の作付が過去3ヵ年以上あり、本年の作付け面積が次の基準を満たすこと。

ア 経営の部（個人・法人・任意）：

家族経営；概ね1ha以上 共同経営；概ね3ha以上

イ 集団の部（法人・任意）：概ね3ha以上であること。

*法人の場合、経営、集団の部どちらにもノミネートできる

(2) 日頃から耕種技術の改善に努め、出品大豆の収量が高く、また品質に優れ、技術面から他の模範となる実績を有すること。

(3) 経営規模の拡大、生産コストの低減など、生産性の高い大豆作経営の定着を図り、経営面から他の模範となる実績を有すること。

(4) 集団については、経営を一にし、組織的生産活動に顕著な成果を有すること。

6 参加申込

農業協同組合長は、共励会に参加を希望する経営及び集団を取りまとめ、参加申込書（様式1）を9月30日（金）までに、共励会長に申込むものとする。

7 審 査

審査は、地区審査及び県審査に区分して行い、各審査長及び審査員は共励会長が委嘱する。

(1) 地区審査

ア 地区審査は、農林事務所単位（ただし、下呂は飛騨に含む）で実施するものとする。

イ 地区審査員は、下記関係機関等の職員をもって構成する。

審査長 農林事務所農業普及課長

審査員 農林事務所の関係職員（農業振興課、農業普及課）

〃 農業協同組合の関係職員

〃 地区米麦改良協会関係職員

ウ 地区審査は、共励会参加申込のあった経営及び集団について、ほ場審査を別記1審査基準に準じて行う。ただし、必要に応じ参考資料を求めて審査することができる。

エ 地区審査長は、審査の結果、原則として参加申込み経営及び集団3点に1点を推薦書（様式3）に出品調書（様式4）を添付して10月28日（金）までに、共励会長に推薦するものとする。

(2) 県審査

ア 地区審査長から推薦された経営及び集団をとりまとめ、県審査を実施する。

イ 県審査員は、下記関係機関等の職員をもって構成する。

審査長 岐阜県農業技術センター所長

審査員 岐阜県農政部農業経営課地域支援係土地利用型作物担当

〃 岐阜県農政部農産園芸課米麦大豆係長

〃 岐阜県農業技術センター作物部長

〃 岐阜県農業協同組合中央会農業対策部農業対策課審査役

〃 全国農業協同組合連合会岐阜県本部営農販売支援部営農対策課長

〃 全国農業協同組合連合会岐阜県本部米穀部米穀販売課長

〃 一般社団法人岐阜県米麦改良協会事務局長

ウ 県審査は、地区審査長から推薦された経営及び集団について、別記2評価基準により、ほ場審査を11月上旬に、総合審査を2月中旬に行う。

エ ここに定めのない事項で、特に必要を生じた場合は、審査長が別に定める。

8 表 彰

(1) 共励会長は、県審査の結果に基づき、優秀経営及び優秀集団を表彰することができる。

また、最優秀賞については、岐阜県知事賞に推薦することができる。

最優秀賞 経営及び集団各1点以内

優 秀 賞 若干名

優 良 賞 若干名

9 東海ブロック豆類経営改善共励会への推薦

(1) 共励会長は、県審査の結果に基づき、最優秀経営及び集団各1点以内を、ブロック豆類経営改善共励会等に推薦することができる。

10 その他

(1) この要領に定めのない事項で、特に必要と生じた場合は、共励会長が別に定める。

11 事務局

共励会の事務局は、下記に置く。

一般社団法人 岐阜県米麦改良協会

〒500-8367 岐阜市宇佐南4丁目13番1号

(TEL: 058-276-5335、FAX: 058-276-5319)

(別記1)

岐阜県豆類経営改善共励会審査基準

審査項目	配点	審査上の留意点
1 経営状況	20	経営形態（経理の一元化、作業受託状況など）． 経営規模．作付体系（豆作前後の栽培体系など）の 状況等を重点に採点する。
2 栽培技術	30	栽培管理（①排水対策の徹底、②機械播種体系、 栽種密度、中耕培土など）．播種期（③適期播種な ど）．肥培管理（④施肥、⑤土作りなど）．防除（⑥ 除草、病虫害防除）等が立地条件や経営規模等に 応じ、適切に行われているかについて採点する。 * ①～⑥ 各5点
3 品質及び収量	30	検査数量及び品質のほか自家用（加工用）につい ても聴き取り等により経営全体の収量を推定して採 点する。
4 地域での波及 効果	20	豆作経営改善の面から、作付け意欲．技術水準． 収益の状況．創意工夫．活動状況等．地域あるいは 県下の豆作集団、農家の範との波及効果が高いかど うかについて、総合的見地から採点する。

(別記2)

岐阜県豆類経営改善共励会の評価基準について

県審査員によるほ場審査及び総合審査の評価については、下記により実施する。

1 ほ場審査

岐阜県豆類経営改善共励会審査基準により現地調査を行い採点する。

2 総合審査

①総合審査は定量的評価に重きをおいて実施し、定性的評価（ほ場審査結果）はその補完と位置付ける。

②定量的評価は、地区審査長から提出された出品調書のデータについて別紙の総合審査基準に基づいて評価する

③共励会長賞（最優秀賞、優秀賞、優良賞）の授与は、原則として次の基準を満たした経営及び集団を対象とする。

○最優秀賞は原則として定量的評価の点数が満点の20点の80%（16点）以上を対象とする

○優秀賞は原則として定量的評価の点数が満点の20点のおおむね70%（13点）以上を対象とする。

○優良賞は原則として定量的評価の点数が満点の20点の50%（10点）以上を対象とする

○定量的評価の点数が満点の20点の50%（10点）を下回る対象については、必要に応じて努力賞の授与を行う。

④共励会長賞のうち最優秀賞、優秀賞については、原則として単収、外観品質（上位等級比率）の2つがいずれも県平均を上回っていること。

⑤特別賞は、次の経営及び集団を対象として関係機関に推薦する。

○県知事賞は、最優秀賞を授与する経営の部及び集団の部各1点を県に推薦する。

○県農業協同組合中央会長賞は、優秀賞のうち最も点数が高い経営及び集団を県農業協同組合中央会に推薦する。

○全農岐阜県本部運営委員会会長賞は、優秀賞のうち県農業協同組合中央会長賞に次いで点数が高い経営及び集団を県農業協同組合中央会に推薦する。

○岐阜県米麦改良協会会長賞は、優秀賞のうち全農岐阜県本部会長賞に次いで点数が高い経営及び集団を推薦する。

⑥県最優秀賞受賞の経営及び集団について、その成績が全国豆類経営改善共励会に相応しい水準に達していると判断される場合には、全国豆類経営改善共励会に推薦する。